

**広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務
公募型プロポーザル説明書**

1 公募型プロポーザルの実施

本市では、広島広域都市圏（※1）内における地域経済及び住民の活動の活性化を図るため、ICカードを活用して、広島広域都市圏での買い物、イベント参加など様々な行為に対して広島広域都市圏地域共通ポイント（以下「ポイント」という。）を発行し、その貯まったポイントを圏域で商品やサービスの購入等に利用できる「広島広域都市圏地域共通ポイント制度（※2）」を運用している。

本制度については、本年7月に「広島広域都市圏ポイントアプリ（※3）」をリリース予定であり、これにあわせてアプリ誕生キャンペーン（※4）等を展開することとしている。

本業務においては、上記の取組と連携しながら、広報媒体を活用したポイントの愛称募集・受付・決定及び愛称を踏まえたポイントロゴマークの制作等によりポイントの認知度向上及び利用者の増加並びに広島広域都市圏全体への制度普及に向けた取組を企画し、実施する。

これらの事業の実施に当たっては、高い企画力及び事業遂行能力が求められることから、事業遂行に当たりノウハウを持つ外部事業者に業務を委託することが効果的である。

このため、当該業務の受託候補者の決定に当たっては、企画力及び事業遂行能力を審査対象とする公募型プロポーザルを実施する。

※1 広島広域都市圏構成市町（25市町）

広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

※2 制度の概要は、別添参考資料①参照

※3 アプリの各種機能は、別添参考資料②参照

※4 キャンペーンの詳細は、別添参考資料③参照

2 業務名

広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務

3 業務の目的

広報媒体を活用したポイントの愛称募集・受付・決定及び愛称を踏まえたポイントロゴマークの制作等により、ポイントの認知度向上及び利用者の増加並びに広島広域都市圏全体への制度普及を図ることを目的とする。

4 業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙 基本仕様書のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は次のとおりとする。

7,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

5 プロポーザル参加資格

この事業に参加できる者は、単独企業又は共同事業体とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 単独企業に関する参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。

ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

オ 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

キ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

ク 次に掲げる者でないこと。

(ア) 審査委員会の委員

(イ) (ア)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(2) 共同事業体に関する参加資格

構成員全てが上記ア〜クに掲げる全ての要件を満たしているものとする。ただし、上記イ及びオに掲げる条件については、共同事業体を代表する者が要件を満たしているものとする。

6 公募型プロポーザル説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和3年7月9日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

後記18の事業担当課

※ 説明書等は、広島市のホームページから、ダウンロードすることができる。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/> のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情

報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和3年度」にある
「【公募型プロポーザル】広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務」

7 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和3年7月9日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

ウ 提出先

後記18に同じ。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、後記18において、令和3年7月19日（月）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページに掲載する。

8 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部提出し、参加資格の審査を受けること。

・公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1号）

（共同事業体として応募する場合は（様式第2-2号）を用いること。）

(2) 提出期間

公示日から令和3年7月9日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。申込期間までに必着のこと。）

(4) 提出先

後記18に同じ。

(5) 参加資格確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和3年7月19日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出場所

後記 18 に同じ

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第 3 - 1 号） （共同事業体として応募する場合は（様式第 3 - 2 号）を用いること。）	1 部
イ 企画提案書（様式第 4 号）	1 4 部（正本 1 部 + 副本 1 3 部）
ウ 経費積算書（様式第 4 号 別紙）	1 4 部（正本 1 部 + 副本 1 3 部）

それぞれ、大きさは A 4 版とする。資料やイメージ図など、見やすくするために A 3 版を使用する場合は、A 4 版の大きさに三つ折りにすること。

(5) 留意事項

ア 提案は、1 者につき 1 件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど、応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 5 号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成 1 3 年広島市条例第 6 号）第 7 条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の内容

ア 提案書の記載項目

様式第 4 号のとおり

イ 提案書作成に係る注意事項

表紙には、「広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務」と記載するとともに、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社標など提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

また、内容の記載に当たっては、文書、写真及びイメージ図等を用い、具体的に記載すること。

ウ 経費積算書に係る注意事項

ポイント発行に係る諸経費については、別添参考資料④を参照すること。

(7) 提案の無効

ア 本説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和 3 年 7 月 1 9 日（月）以後、受託候補者の特定までの間に前

記5(1)エの広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案

ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

10 プレゼンテーション

提案された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を行うことを予定している。

実施日時は、7月下旬を予定しているが、詳細は応募者に別途通知する。

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

11 審査方法

(1) 審査

広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションにより、受託候補者特定基準（説明書 別紙）に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

(2) 審査委員会の構成

審査委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 経済観光局次長

委員 経済観光局経済企画課長

経済観光局産業振興部商業振興課長

経済観光局観光政策部観光企画担当課長

企画総務局企画調整部広域都市圏推進課長

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準（60点）に達していない場合又は各項目1つでも配点基準の「普通」を下回るものがある場合は、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、書面により通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。ただし、その受付は、結果の通知日の翌日から起算して閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

12 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (2) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (3) 応募者が連合し又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

13 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

14 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

15 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 受注者は、契約を締結する場合において、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれ

がないと認められるとき。

- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約の方法により契約を締結する。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (7) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について、虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (8) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

16 スケジュール

令和3年6月28日（月）	応募受付開始
令和3年7月9日（金）	公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び質問書提出締切
令和3年7月19日（月）	応募締切（企画提案書提出締切）
令和3年8月上旬	受託候補者の特定（予定）

17 資料及び様式

このプロポーザルに関係する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ （ https://www.city.hiroshima.lg.jp/ ）の トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和3年度」にある「【公募型プロポーザル】広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務」からダウンロードできる。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 （説明書 別紙）受託候補者特定基準	
04 （様式第1号）基本仕様書等に関する質問書	
05 （様式第2-1号）公募型プロポーザル参加資格確認申請書	
06 （様式第2-2号）公募型プロポーザル参加資格確認申請書（共同事業体用）	
07 （様式第3-1号）企画提案応募申込書	
08 （様式第3-2号）企画提案応募申込書（共同事業体用）	
09 （様式第3-2号 別紙）共同事業体構成団体名簿兼委任状	
10 （様式第4号）企画提案書	
11 （様式第5号）取下願	
12 基本仕様書	
13 委託契約書(案)、委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項	

18 応募先及び問合せ先（事業担当課）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局経済企画課（市役所本庁舎5階）

TEL 082-504-2235（直通）

FAX 082-504-2259

E-mail keizai@city.hiroshima.lg.jp